
広陵町立小学校水泳指導業務委託に伴う児童の移動支援業務委託
におけるプロポーザル募集要領

広陵町教育振興部教育総務課

令和7年4月

1 目的

現在、広陵町内の各小学校の水泳授業に関しては、年間 10 時間程度の授業時間を確保し、実施していますが、近年の異常気象により、授業時間の確保が課題となっています。また、プール授業時間が 10 時間未満となる場合もあり、短時間での指導を行わざるを得ない状況となり、細やかな指導が難しい状況となっております。

上記のことから、広陵東小学校、広陵西小学校及び広陵北小学校においては、令和 7 年度から水泳指導を業務委託することが決定しており、学校から水泳指導を実施する屋内水泳施設への児童のバス移動等について、公募型プロポーザル方式（書面審査）により事業者から提案を募るものです。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

広陵町立小学校水泳指導業務委託に伴う児童の移動支援業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 業務の内容

別紙「広陵町立小学校水泳指導業務委託に伴う児童の移動支援業務委託におけるプロポーザル審査仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 委託期間

契約締結日から令和 12 年 3 月 31 日まで（5 箇年）

(4) 事業費提案上限額

提案上限価格は 1 年度当たり 16,368,000 円とします。（ただし、消費税及び地方消費税を含む。）

なお、提案限度価格を超える提案については無効とします。

3 委託予定者の選定

本業務の委託予定者の選定は、事業の実績、目的及び内容に最も適した者を選定するために、公募型プロポーザル方式（書面審査）によって行う。

合格基準点は 60 点以上とし、提案事業者が 1 者の場合であっても、審査の結果、合格基準点(60 点以上)に達していれば委託予定者とする。

4 事務手続及び事業スケジュール

(1) 公告日

令和 7 年 4 月 11 日（金）

(2) 質問の受付

令和 7 年 4 月 18 日（金）午後 5 時まで

(3) 質問の回答

令和 7 年 4 月 23 日（水）午後 5 時を目処にホームページにて回答

(4) 参加表明書提出期限

令和 7 年 4 月 30 日（水）午後 5 時まで

- (5) 企画提案書等提出期限
令和7年5月9日(金)午後5時まで
- (6) 提案内容の審査(予定)日
令和7年5月15日(木)
- (7) 審査結果通知
令和7年5月下旬を予定

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 広陵町の令和7年度入札参加資格を有していること。有していない者は、参加表明書提出の前までに速やかに手続を行うこと。
- (3) 広陵町の令和7年度の入札参加資格を有する者については参加表明書提出期限の日以降において、広陵町指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 参加表明書提出期限日以降において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 奈良県に本店、又は支店、営業所等があること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ハに定める一般貸切旅客自動車運送事業者であり、令和7年4月1日時点で3年以上、小学生を対象とした奈良県内での営業実績を有する者であること。

6 質問の受付及び回答

提出書類等の質問については、その旨を記載した質問書(任意様式)により、電子メールで提出すること。また、件名を「広陵町立小学校水泳指導業務委託に伴う児童の移動支援業務委託に係る質問」とすること。なお、電話及び口頭による質問には回答しない。

※電話による受信確認を必ず行うこと。

- (1) 提出先
広陵町教育振興部教育総務課 kyouikusoumuka@town.nara-koryo.lg.jp
- (2) 質問受付日
令和7年4月18日(金)午後5時までに質問書(任意様式)を提出すること。
- (3) 質問に対する回答
令和7年4月23日(水)午後5時を目処に、ホームページにて回答する。

7 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
公募型プロポーザルへの参加希望者は、次に定める書類(企画提案書等)に必要な事項を記載の上、提出すること。
ア 参加表明書(第1号様式)

イ プロポーザル提案申請書（第 2 号様式）

ウ 誓約書（第 3 号様式）

エ 会社概要書（第 4 号様式）

オ 実績調書（第 5 号様式）

カ 業務実施及び連絡体制表（任意様式）

本業務を実施するに当たり、仕様書にある運行管理者及び担当者を必ず明記すること。

キ 企画提案書（任意様式）

①企画提案書表紙

②事業実施スケジュール

③企画提案書

(ア) 企画提案書の様式は原則として A4 版用紙縦置きで、横書き両面印刷、左綴じとし、使用するフォントの大きさは 11 ポイント以上とすること。補足資料は、必要に応じて、A4 版横、A3 版横で使用すること。A3 版の用紙を使用する場合は、片面印刷とし、片袖折りにすること。

(イ) 企画提案書のページ下部に通しページ番号を振ること。なお、企画提案書は 5 枚（企画提案書表紙、スケジュール及び補足資料を除く。）までとすること。

(ウ) 使用言語は日本語とすること（ただし、専門用語を除く。）。

(エ) 記載内容については明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対して配慮すること。また、専門用語、略語等に関しては、脚注により定義又は説明を付記するなど、わかりやすい記載を心がけること。なお、企画提案書の記載内容は、「仕様書 9 業務内容」の順に記載すること。

ク 見積書（任意様式）

※見積額は消費税額及び地方消費税額を除いた額とする。

※各年度の内訳を明記するとともに、「仕様書 9 業務内容」の各業務に基づいて内訳を作成すること。

(2) 提出期限等

ア 提出書類配布期間

公告日から令和 7 年 4 月 30 日（水）まで

※提出書類等は、ホームページからダウンロードにより入手すること。

イ 提出期限

令和 7 年 5 月 9 日（金）午後 5 時までに提出すること。

※ただし、参加表明書の提出期間は公告日から令和 7 年 4 月 30 日(水)午後 5 時まで

ウ 提出部数

正本 1 部

※7(1)提出書類のアからオまでの書類については、代表者印を押印したもの 1 部のみの提出とする。

※7(1)提出書類のカからクまでの書類については、データも併せて提出すること。

エ 提出場所

広陵町教育振興部教育総務課（広陵町総合保健福祉会館さわやかホール 2 階）

メールアドレス kyouikusoumuka@town.nara-koryo.lg.jp

オ 提出方法

原本については持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送する場合は、「簡易

書留」により指定期日必着で次の宛先に郵送すること。郵送方法が異なる場合は、受け付けない。データの提出先については「エ 提出場所」に記載のメールアドレスに送付すること。

【宛先】〒635-0821

奈良県北葛城郡広陵町大字笠 1 6 1 番地 2

広陵町教育振興部教育総務課 宛

カ その他

- (ア) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、提出された書類は、この提案以外の目的では使用しない。
- (イ) 企画提案書等の受理後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。ただし、町から指示があった場合を除く。
- (ウ) 次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。
 - (a) 提出期限を過ぎて提出された場合
 - (b) 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - (c) 審査の公平性を害する行為があった場合
 - (d) 見積金額が事業費上限額を超えている場合
 - (e) 企画提案書の枚数が 5 枚を超えている場合（企画提案書表紙、スケジュール及び補足資料を除く。）

8 審査について

(1) 審査方法

当町において、書類審査を実施し、総合的に評価し、優秀であると認められる者を選定する。

(2) 評価基準

別紙「プロポーザル配点表」のとおり

(3) 審査結果の通知

審査の結果は、提案のあった全ての事業者にも文書により通知する。

(4) 優先交渉者の決定

審査の結果、最も評価の高かった者を交渉権第 1 位とし、契約締結に向けて交渉する。

交渉の結果、契約に至らなかった場合、交渉権第 2 位である次点の事業者と交渉契約締結に向けて交渉する。

9 その他

- (1) 企画提案書等の作成、応募、本プロポーザルに要する費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) プロポーザル参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届（第 6 号様式）により届け出るものとする。
- (3) 企画提案書及び見積書については、1 者につき 1 提案に限る。